

第2回 蘭越町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年8月30日（水）午後1時30分から午後2時15分
- 2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室
- 3 出席委員 15人
会長 6番 中井 悟
会長職務代理 3番 西元 道啓
委員 1番 中村 広 2番 気田 仁奈
5番 面田 和幸 6番 伊藤 忠幸
8番 坂野 幸夫 9番 吉田 靖志
10番 杉本 峯一 11番 石井 妙司
12番 坂井 明治 13番 近藤 一祝
14番 黒川 利光 15番 宮武 正人
16番 安田 伸二
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程
第1 会議録署名委員の指名について
第2 会期の決定について
第3 諸報告について
第4 農地法第18条第6項の規定による通知について
第5 農地法第3条の規定による許可申請について
第6 農地法第6条第1項の規定による報告について
第7 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
第8 令和5年度蘭越町農業委員会活動強化指針の決定について
第9 北海道農業士認定候補者の推薦に係る意見書について
第10 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 6 農業委員会事務局職員 事務局長 高田 幸則
農地係長 小柳 大騎

8 会議の概要

事務局
(高田局長)

最初に、報告事項として、先月の総会でもお話しておりました、7月26日に開催された山麓地区農業委員会協議会会長会におきまして、当委員会の中井会長が、後志地方農業委員会連合会会長に推薦され、8月9日開催の後志地方農業委員会連合会臨時総会にて決定、就任されておりますことを報告いたします。

蘭越町からの後志地方連会長就任は、平成8年から平成20年まで鈴木和雄氏が就任されておりましたが、これ以来のこととなります。

既に、8月25日開催の北海道農業会議常設審議委員会にも後志地区代表の常設審議委員として出席しており、今後においても月1回の常設審議委員としての会議出席や、国への要望活動等、後志の代表としての活動が増えていきますので、会長におかれましては、そのような場で得られた情報を随時情報提供していただきますとともに、皆様からも農業会議や道、国に対して発言していただきたい案件等ありましたら、随時会長に投げかけていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、会長からのご挨拶のあと、会長の議事進行により進めてまいります。

議長
(中井会長)

ただいまの出席委員は、15名であります。

定足数に達しておりますので、これから第2回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

それでは、日程に従って進めてまいります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、私が指名してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長
(中井会長)

それでは、1番中村委員と2番気田委員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本日の総会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

議長
(中井会長)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、諸般の報告についてを議題とします。

第1回の総会以降の諸般について、報告します。

7/26 山麓地区農業委員会協議会・第1回会長会 倶知安町

8/9 後志地方農業委員会連合会臨時総会 倶知安町

8/22 蘭越町良質米生産対策推進会議 山村開発センター

8/24 北海道農業会議臨時総会

北海道農業会議第3回理事会 札幌市

8/25 北海道農業会議常設審議委員会 札幌市

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。

番号1番から番号2番について、一括上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙のとおり、農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があったので、受理の可否について、議決を求める。

令和5年8月30日提出、蘭越町農業委員会会長名。

番号1番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は令和2年2月6日から令和7年2月5日までで強化法によるものです。通知年月日は令和5年8月9日、解約成立年月日等は令和5年8月30日です。解約理由は、譲渡するためです。

番号2番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は令和4年3月31日から令和9年3月30日までで農地法によるものです。通知年月日は令和5年8月16日、解約成立年月日等は令和5年8月30日です。解約理由は、譲渡するためです。なおこの土地は令和4年に〇〇さんか

ら相続したものです。

ご審議をお願いします。

議 長
(中井会長)
6 番
(伊藤委員)

引き続き、担当委員から補足説明を願います。

番号1番、内容については事務局説明の通り譲渡するための解約です。場所ですけれども、〇〇さんの自宅の周りに2筆、〇〇またいで反対側に〇〇ほど行ったところに2筆、そこから〇〇方面へ〇〇ほど行ったところに2筆あります。

3 番
(西元委員)

番号2番、内容については事務局説明の通り譲渡するための解約でございます。場所に関しましては、〇〇から〇〇の方へ向かいまして、一番最初に来る大きいカーブがあるのですけれども、そのカーブの〇〇に位置する農地でございます。よろしく願いいたします。

議 長
(中井会長)

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議 長
(中井会長)

質疑なしと認めます。
原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

質疑なし。

議 長
(中井会長)

議案第1号は、原案のとおり受理することとします。

日程第5、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

番号1番について上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等の所有権の移転をするため、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求め。令和5年8月30日提出。蘭越町農業委員会

長名。

番号1番、譲渡人は〇〇、譲受人は〇〇、土地は〇〇番、田で〇〇m²です。成立する法律関係は売買、譲渡理由は用途廃止した土地改良区財産を地先耕作者へ売り渡すためです。価格は総額〇〇円で10a当たりの価格は田で〇〇円です。権利移転の日は、農地法第3条許可の日です。調査書は別紙のとおりです。

ご審議をお願いします

議長
(中井会長)
9番
(吉田委員)

引き続き、担当委員から補足説明を願います。

番号1番、内容につきましては、事務局説明の通りです。場所ですが、〇〇から〇〇を〇〇ほど進みますと、〇〇さんの住宅がありまして、その手前の〇〇に〇〇さんが作っている水田があり、〇〇に一段下がったところの場所になります。よろしく願いいたします。

議長
(中井会長)

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

質疑なしと認めます。
原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

本案は、原案のとおり決定し、許可を与えるものとします。

日程第6、議案第3号農地法第6条第1項の規定による報告についてを議題とします。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第3号 農地法第6条第1項の規定による報告について、農地法第6条第1項の規定により、農地所有適格法人から提出のあった事業報告について、各要件の確認を求める。令和5年8月

30日提出、蘭越町農業委員会会長名。

番号1、令和5年7月27日付けで〇〇より、8月6日付けで〇〇より農地所有適格法人報告書の提出がありました。

内容については、記載のとおりとなっております。事務局で形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件を確認したところ、いずれの法人も各要件とも、適正であろうと考えますので、ご審議をお願いします。

議長
(中井会長)

ただ今事務局から説明があり、各項目の要件について確認をしたとのことですが、報告内容について、質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

質疑なしと認めます。
原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

今回提出のあった、農地所有適格法人について、報告内容を確認した結果、いずれも要件を満たしているものとして、決定してよろしいでしょうか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

本案は原案どおり決定し、事務局に法人台帳を整備していただくこととします。

日程第7、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

番号1番から番号2番について上程します。

農業委員会法第31条、議事参与の制限により、〇〇委員の退席を求めます。

暫時休憩とします。(〇〇委員退席)

事務局から説明願います。

事務局

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農

(小柳係長)

用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。

令和5年8月30日提出、蘭越町農業委員会会長名。

番号1番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、成立する法律関係は賃貸借です。10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円、総額で〇〇円です。契約期間は、令和5年9月6日から令和11年9月5日までの6年間です。貸付理由は、契約を更新して農地の貸し付けを継続するためです。

調査書は別紙のとおりです。

番号2番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、成立する法律関係は賃貸借です。10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円、総額で〇〇円です。契約期間は、令和5年9月6日から令和11年9月5日までの6年間です。貸付理由は、契約を更新して農地の貸し付けを継続するためです。

調査書は別紙のとおりです。

ご審議をお願いします

議長
(中井会長)

引き続き、担当委員から補足説明を願います。

1番
(中村委員)

番号1番、内容は事務局の説明のとおりです。場所なのですが、〇〇を越えた手前の農地です。

番号2番、もう一つは、〇〇の斜め前の場所と〇〇の向かい側となっております。よろしく願いいたします。

議長
(中井会長)

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

質疑なしと認めます。
異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

本案の番号1番から番号2番については、原案のとおり決定し、その旨町へ通知します。

暫時休憩とします。(〇〇委員着席)

再開します。

番号3番から番号6番について上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

番号3番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、畑で〇〇㎡です。成立する法律関係は売買です。10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円、畑で〇〇円、総額で〇〇円です。対価の支払期限は令和5年9月末日、所有権移転の時期等は、いずれも対価の支払日です。譲渡理由は、貸し付けていた農地を譲渡するためです。

調査書は別紙のとおりです。

番号4番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借です。10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円、総額で〇〇円です。なお、ほぼ遊休農地化していることから、この価格となっています。契約期間は、令和5年9月6日から令和8年9月5日までの3年間です。貸付理由は、耕作できないためです。

調査書は別紙のとおりです。

番号5番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、成立する法律関係は賃貸借です。10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円、総額で〇〇円です。契約期間は、令和5年9月6日から令和11年9月5日までの6年間です。貸付理由は、契約を更新して農地の貸し付けを継続するためです。

なおこの土地は平成14年に〇〇さんより相続されたものです。

調査書は別紙のとおりです。

番号6番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、畑で〇〇㎡です。成立する法律関係は売買です。10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円、畑で〇〇円、総額で〇〇円です。圃場条件が悪いため、この価格となっております。対価の支払期限は令和5年9月末日、所有権移転の時期等は、いずれも令和5年10月1日です。譲渡理由は、貸し付けていた農地を譲渡するためです。

調査書は別紙のとおりです。

ご審議をお願いします。

議長
(中井会長)

引き続き、担当委員から順次、補足説明を願います。

6番
(伊藤委員)

番号3番、内容については、事務局説明の通りで、場所ですけれど、議案第1号で出てきた場所と〇〇さんの家の裏にある1筆になります。よろしく願いいたします。

9番
(吉田委員)

番号4番、内容につきましては、事務局説明の通りであります。場所なのですが、〇〇から〇〇を〇〇ほど進みますと〇〇さんの住宅がありまして、その手前〇〇ほど戻った所から〇〇に1団地、〇〇に2団地あります。事務局も説明したのですが、この用地については、しばらくの間耕作者が見つからずに、遊休農地化した場所だったのですけれども、今回〇〇さんが作ってくれるという事でこの様な運びとなりましたのでよろしく願いいたします。

3番
(西元委員)

番号5番、内容に関しましては、事務局説明のとおりでございます。場所については〇〇から少し〇〇に入ったところにある農地となります。

番号6番、内容に関しましては、事務局説明のとおりでございます。場所については〇〇さんの住宅のまわりの農地となります。よろしく願いいたします。

議長
(中井会長)

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議 長
(中井会長)

質疑なしと認めます。
異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

質疑なし。

議 長
(中井会長)

本案の番号3番から番号6番については、原案のとおり決定し、その旨町へ通知します。

日程第8、議案第5号 令和5年度蘭越町農業委員会活動強化指針の決定についてを議題とします。

事務局から説明願います。

事務局
(高田局長)

議案第5号 令和5年度蘭越町農業委員会活動強化指針の決定について

令和5年8月30日提出、蘭越町農業委員長名。

活動強化指針案につきましては、事前に郵送させていただいておりますので、概要について説明いたします。

1ページをご覧ください。

令和4年度の総括を掲載しております。(1)農業・農村を取り巻く情勢ですが、前段につきましては後志地方連、道農業会議との連携によります道選出国會議員への「地域の実態に即した農業支援についての要請活動」、続きまして、中段から作況、作柄についての記載となっております。後段につきましては、国内外や蘭越町の農業をめぐる情勢として、原油や農業生産資材の高騰や水田活用交付金の見直し等、農業者にとって厳しい状況にあることについて記載しております。

続いて2ページをご覧ください。農業委員会の体制でございます。令和5年7月に任期満了により新体制となっておりますが、令和4年度の事業及び活動報告となっておりますので、前体制について記載しております。

次に4ページをご覧ください。(5)系統組織活動と蘭越町農業委員会との関わり、①北海道農業会議につきましては、農政に関わる要望活動を全道の農業委員会と共に推進しております。また、後志地方農業委員会連合会及び山麓地区農業委員会協議会につきましては、北海道4区選出国會議員への要望活動を書面にて行っ

ております。2の法令業務実績及び農地の流動実績以降につきましては7ページから10ページに記載のとおりとなっております。

続きまして5ページ、3専門委員会付託検討事項の(1)農作業雇用標準賃金の設定につきましては、11ページの表にありますとおり、最低賃金の上昇により手作業の日当を7,200円から7,600円に改訂、ヘリ等防除を10a当り1,800円から2,000円に改訂するとともに、右下の付記の4番につきまして、燃料価格の文言の後に電気料金を新たに加え、燃料価格や電気料金の高騰時においては、双方協議決定すること、ただし手作業を除く、と改めております。

5ページに戻りまして、4農地法に関する主な取り組み状況としましては、(1)遊休農地の利用状況調査として、例年行っている「農地パトロール」において、令和3年度より、非農地判定を行った土地の所有者に対し、農地外への地目変更を促すために非農地通知の発出を行っております。

次の6ページにつきましては、5その他の業務活動として、認定農業者の推進について記載しております。ちなみに令和5年3月末現在では218経営体が認定を受けており、そのうち新たに認定された就農者は2経営体となっております。

続きまして、6農政活動の推進について、(1)専門知識、専門的指導員の人材確保に向けた活動として、令和3年度もって退職されました、菅原指導員の後任の人材確保について、作物別優秀者や民間からの情報提供の活用を含めて、町に対して指導体制の確立を求めているところです。

また(2)農業経営構造の確立に向けた活動として、令和3年4月に「持続可能とする蘭越町農業の振興に関する提言書」を町に提出しておりますし、必要に応じて町との意見交換会を開催しております。

13ページをご覧ください。

7令和5年度の重点活動目標(1)重点活動目標の設定についてですが、国に対して食料安全保障の確立、あるべき農業・農村の姿の明確化、農地を担う者の位置付けと効率的かつ適正な農地の利用の確立について要請するとともに、本町におきましても農業経営基盤強化促進法等の法改正への対応を含めた農地利用集積の促進、農地・担い手に対する町独自の対策を進めていかなければならないと考えられます。

また、国際情勢の不安定化による原油価格や農業生産資材価格

の高騰等の諸問題について、必要に応じて町や関係機関への提言活動等を行っていくことが重要と考えます。

次の14ページにつきましては、令和5年7月改選後の農業委員会体制について記載しております。

15ページの(3)系統組織における蘭越町農業委員会の役割ですが、今回、中井会長が②の後志地方農業委員会連合会会長に就任されましたので、これに併せて北海道農業会議の常設審議員にも就任されております。

従いまして、(4)系統組織活動と蘭越町農業委員会の関わりにつきましても、北海道農業会議で毎月開催されます、常設審議委員会に会長が出席されることとなりますので、会長におかれましては、審議委員会等で得られる、農業農政をとりまく情勢などの情報収集や、地方の声の発信に努めていただきたいと思います。ちなみに、農業委員会総会で審議される農地転用案件については、総会で決定後に農業会議に意見を諮問し、異議がないことを確認してから再度総会に諮り許可、という流れになっておりますが、この諮問についてもこの審議委員会で審議されております。

また、後志地方農業委員会連合会につきましても、会長を擁する農業委員会として、管外研修等の各種研修事業の運営や、地区選出国會議員などを対象に後志地区独自の農政要望活動を進めていくこととなります。

続きまして16ページをご覧ください。

(5)重点目標と内容となっております。①農業委員会の体制強化については、令和5年4月に施行される農地制度の大改正等の重要課題への対応等、体制強化の必要性について記載しております。②担い手、新規就農者及び農業後継者の育成・確保対策については、まず個々の経営確立に向けた指導・助言ということになります。法人化への誘導の必要性や、農業後継者の育成についても支援対策を含めて議論しながら進めていけたらと思います。

③食糧・農業・農村基本計画、RCEP、IPEF等国際交渉問題に向けての取り組みについてとありますが、これらにつきましては今後も政府の動向を見極めながら、要望活動について農業会議等の系統組織とともに取り組んでまいりたいと思います。

続きまして17ページ、④農地流動化対策の機能充実と遊休農地対策の強化についてです。令和5年4月施行の農地制度の改正により、現行の農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画が廃止され、新しく創設される地域計画に基づく農地バンク事業による農用地利用集積等促進計画に移行されます。この地域計

画の基となる、10年後に目指すべき農地の利用の姿を示した目標地図について、令和7年度末までに作成しなければならないのですが、この地図の原案については農業委員会が作成することと示されておりますので、これを視野に入れた地域における話し合い活動、貸し手の意向の把握と担い手への結びつけ活動に取り組むこととします。

⑤農業委員会の活動の公表について、農業者に等に対して活動と役割等の周知や情報の公開等を行いながら、必要に応じて農業委員会としての意見を関係行政機関に対して提出してまいります。

⑥農業者年金の加入の推進については、ご覧のとおりとなります。

最後に18ページになります。

⑦その他で国の農地集積対策、農地中間管理事業等になりますが、現在、国が示している水田活用交付金の見直しは、畑地化事業の要件を含めて、地域の実態とは即さない部分があることから、地域の実態に即した方針の見直しへの意見や、基盤整備に対する要望等を他機関とともに連携して取り進めていきたいと考えております。

以上、駆け足での説明となりましたが、本町農業をとりまく諸課題について、解決に向けて一步でも近づけるよう活動を進めてまいりたく提案をさせていただきますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長
(中井会長)

ただ今、説明がありましたが、ご意見やご質問等はありませんか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

質疑なしと認めます。
異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

本案については、異議ないものとして決定し、関係機関にも参考資料として送付することとします。

日程第9、議案第6号 北海道農業士認定候補者の推薦に係る

意見書についてを議題とします。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第6号、北海道農業士認定候補者の推薦に係る意見書について、令和5年8月30日提出、蘭越町農業委員長名。

お手元に、左上に議案第6号と書かれている、町からの賛同依頼文をお配りしております。依頼年月日は令和5年8月15日です。

この度、北海道農業士認定候補者となっている方は〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんの3名です。

候補者に関わる説明の前に、北海道農業士制度について、説明させていただきます。お配りしている左上に議案第6号参考資料と書かれている1枚ものの「北海道農業士制度について」という資料を御覧ください。

北海道農業士制度は、地域農業の担い手として優れた能力を有し経営改善や地域農業の振興に積極的に参加・協力を行う意欲旺盛な農業者の活動を助長する目的に創設されたもので、地域農業の中核的な担い手として今後より一層活躍が期待される農業者を市町村長の推薦により知事が認定するものです。ちなみに道内認定者は令和4年度末時点で1,950名、蘭越町内では21名です。

農業士の役割として、①新規就農者や女性農業者、青年農業者に対する助言、②経営改善や地域農業の振興、農村生活の向上に関する協力が挙げられます。

また、認定要件については、道内で現に農業に5年以上従事している原則30歳以上の者で、道や市町村、JA等が企画する研修会に積極的に参加するなど資質向上への意欲が高く、また経営改善や青少年活動等、地域活動に率先して参加活動していることとなります。

それでは、候補者の説明に移ります。

賛同依頼文の2ページ目からを御覧ください。まず、1人目は〇〇さん、年齢は〇〇歳で、平成23年から12年間就農しております。

〇〇として積極的に他地域の農業者と交流を図り、地域のリーダーとして研鑽に努めています。また中山間地域清水集落協定の

活動取り組みにも積極的に参加されています。それと近隣の農地を引き受けて、規模拡大し、また同様の事業で規模拡大している農業者たちと連携を密にすることで、地域農業維持を先導することを目指しています。さらに効率の良い圃場管理作業のために、計画的な機械導入、更新、入れ替えを検討し経営改善に対する意識も高く持っています。以上のことから町より推薦をしております。

続いて6ページ目からを御覧ください。2人目は〇〇さん、年齢は〇〇歳で平成27年から9年間就農しております。

〇〇の役員を務め、農業の継続が困難な農用地が発生した場合は率先して農用地を引き受け農業生産活動の維持が図れると見込まれることから、地域のリーダーとしてふさわしいと思われます。また、〇〇さん同様計画的な機械導入、更新、入れ替えを検討し経営改善に対する意識を強く持っており、規模拡大を目指す地域の農業者たちと連携を密にすることで地域農業維持を先導することを目指しています。以上のことから町より推薦をしております。

最後に、10ページ目からを御覧ください。3人目は〇〇さん、年齢は〇〇歳で平成25年から10年間就農しております。

〇〇や〇〇の役員を担っており団体の活動に積極的に寄与していることから、地域のリーダーとしてふさわしいと思われます。また地域においても〇〇を担っており、催事においても積極的に協力し、地域の活性化に貢献しております。以上のことから町より推薦をしております。

以上、3名の説明でしたが、総合意見として、3名とも年齢要件、就農要件を満たし、各団体の活動にも積極的に寄与することで資質の向上への意欲が高く、地域活動にも参加し、地域活性化に貢献していることから、農業士として十分な資質があるということで、この3名の方々の賛同については、候補者として妥当であると判断いたしました。

ご審議お願いいたします。

議長
(中井会長)

これより、質疑及びご意見を伺います。
質疑・ご意見はありませんか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

質疑なしと認めます。
異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長
(中井会長)

本案については、候補者の推薦に賛同することとし、意見書を町に提出いたします。

日程10、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局から報告願います。

事務局
(小柳係長)

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、令和5年8月30日提出、蘭越町農業委員会会長名。

令和5年8月9日付けで、〇〇さんから〇〇さんより〇〇番について、8月16日付けで〇〇さんから〇〇さんより〇〇番について、8月17日付けで〇〇さんから〇〇さんより〇〇番を相続により所有権を取得した旨の届出があったので、報告いたします

議長
(中井会長)

ただ今、事務局から報告がありましたが、ご質問等ありませんか。

以上で、よろしいですか。

その他の報告を事務局から願います。

事務局
(高田局長)

次回総会は9月26日午前8時00分からを予定しておりますので、よろしく願います。

また、参考としまして、現時点での農業委員会のスケジュールを配布しておりますので、ご参考にしていただけたと思います。

本日はこの後、農作物の作柄状況調査を行います。

詳しくはこの後、係長より説明いたしますが、庁舎前に停車しております、マイクロバスに乗車をお願いします。

そして作柄状況調査終了後、午後6時15分より、新任農業委員歓迎を目的とした懇談会を予定しておりますので、よろしく願います。

また、農業経営基盤強化法による所有権移転代位登記の実施状況について、お手元に配布させていただいております。

以上で私からの報告を終わります。

事務局

私の方からは、まず、この後行う作況調査についてです。総会

(小柳係長)

終了後に予定どおり出発予定です。準備ができた方から、正面玄関前に停まっているバスにお乗りください。調査地はお配りしているとおりの6か所となります。なお、先の総会でもお話ししたとおり、後志改良普及センターの職員が2名随行となります

最後に令和5年度農業委員会予定表を御覧ください。

11月1日から2日にかけて1泊2日で後志地方連管外研修が予定されています。参加予定者は中井地方連会長と農地専門委員会となっております。視察予定先は札幌近郊で、宿泊予定地も札幌です。正式に決定するのは地方連役員会の承認を経てからですので、詳細については追って、連絡します。

そして11月24日は午前中に新任委員向けの研修、午後から、全農業委員向けの地区別研修会が倶知安町にて開催予定です。こちらも詳細は追って連絡します。

以上です。

議長
(中井会長)

閉会宣言

以上をもって、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

これにて、第2回蘭越町農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時15分終了

以上のとおり会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議長 ①

署名委員 ①

署名委員 ①